



平成 25 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名:株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表者名:取締役社長 小林 喜光
(コード番号: 4188)
問合せ先:広報・IR 室長 池川 喜洋
T E L 03-6748-7120

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り単元株式数及び定款の一部を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

投資単位を引き下げることで、投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付)の趣旨に鑑み、平成 26 年 1 月 1 日をもって、当社の単元株式数を現行の 500 株から 100 株に引き下げます。

なお、本日の株価をもとに今回の単元株式数の変更が行われた場合、東京証券取引所が望ましい投資単位の水準として定める 5 万円以上 50 万円未満の水準を下回ることとなりますが、当社としては株価を向上させ、上記投資単位の水準を充たすよう努めてまいります。

2. 定款の一部変更について

上記 1 に伴い、平成 26 年 1 月 1 日をもって、以下の通り、定款を変更いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
(単元株式数) 第 8 条 本会社の単元株式数は、 <u>500</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 本会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 9 条～第 42 条 <記載省略>	第 9 条～第 42 条 <現行の第 9 条から第 42 条までの規定通り>
<新 設>	付 則
<新 設>	<u>第 8 条の変更は、平成26年1月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生までは次の通りとする。</u>
	(単元株式数) <u>第 8 条 本会社の単元株式数は、500 株とする。</u>
	<u>なお、本付則は、第 8 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

以 上